

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成24年12月20日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

寒水第1地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成24年12月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

4 経営体数

法人 0 経営体

個人 4 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 地域農業の将来性のあり方

自己所有農地は、各個別農家の頑張りにより耕作（管理）を実施する。ただし、後継者がなく、個別農家での耕作（管理）が困難となった場合は、地域の中心となる経営体の合意のもと、集積を進める。また、地域の特産品（トマト）の振興を図るため、（地区外からの）新規就農者の積極的な受け入れも行う。